

岡山県備中保健所長表彰基準

事業功労別	表彰種別	対象者	表彰基準	県における表彰	備考
栄養指導業務功労	岡山県備中保健所長表彰	個人(栄養士)	<p>現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあって実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。 	知事表彰 保健福祉部長表彰	
優良特定給食施設	岡山県備中保健所長表彰	施設(特定給食施設)	<p>給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とするべき特定給食施設(県・国立の特定給食施設を除く)であって、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設であって栄養改善のための効果が顕著であること。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。 3 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果等過去に特に問題がなく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。 	知事表彰 保健福祉部長表彰	
母子愛育事業功労	岡山県備中保健所長表彰	個人(愛育委員助産師等) 団体(愛育委員会)	<p>次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が8年以上であること。 3 個人にあっては年齢が45歳以上で、現職にある者。 	知事表彰 保健福祉部長表彰	市町村合併により、所属団体名称に変更があった個人及び名称変更のみで組織そのものに変更がない団体については、合併前の活動年数を加算することとする。
精神保健福祉事業功労	岡山県備中保健所長表彰	個人 団体	<p>次の各号のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45歳以上であること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健福祉事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 	知事表彰 保健福祉部長表彰	